

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案要綱

一 目的

この法律は、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位等に就くことの制限に関する措置を定めることにより、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法第四条第十五号の規定の適用を受けない法人並びにその役員及び職員が国家公務員とされている法人を除く。）、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であって同条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）以外のもので、その他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、次のいずれかに該当するものをいうこと。

- ① 資本金の二分の一以上が国からの出資によるもの

② ①に掲げるもののほか、国から出資を受け、かつ、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされているもの

(第二条関係)

三 関係営利企業への就職の制限

1 特殊法人等の役員及び職員は、離職後二年間は、物品の製造又は販売、工事の請負、役務の提供、金銭、物品又は不動産の貸付けその他政令で定める取引を業として行う営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特殊法人等又は政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。

(第三条第一項関係)

2 1は、特殊法人等の役員又は職員の任命権を有する者の申出により、人事院規則で定める基準に従い行う当該特殊法人等に係る主務大臣の承認を得た場合には、当該特殊法人等の役員又は職員については、適用しないこと。

(第三条第二項関係)

3 2の主務大臣は、2の承認を行おうとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、人事院の意見を聴かなければならないこと。
(第三条第三項関係)

四 非常勤の役職員等に関する特例

1 三1の適用については、特殊法人等の非常勤の役員及び職員その他特殊法人等の業務の適正な運営の確保に支障がないものとして政令で定める役員及び職員(2により離職したものとみなされた者を除く。)は、三1の役員及び職員に含まれないものとし、政令で定めるそれらの者に相当する者としての在職は、三1の在職に含まれないものとする事。
(第四条第一項関係)

2 特殊法人等の役員又は職員が当該特殊法人等の非常勤の役員若しくは職員又は1の政令で定める役員若しくは職員となった場合には、三1の適用については、当該特殊法人等の役員又は職員は、その時に
おいて離職したものとみなす事。
(第四条第二項関係)

五 国会への報告

内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において三2の主務大臣が行った三2の承認の処分に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた特殊法人等又は三1の国の機関、特定

独立行政法人若しくは日本郵政公社における職又は官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならないこと。
(第五条関係)

六 罰則

三1に違反して営利企業の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。
(第六条関係)

七 その他

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一項関係)

2 特殊法人等の役員又は職員であつた者がこの法律の施行の時に於てその離職後二年を経過していない者である場合には、三1は、適用がないものとする。
(附則第二項関係)

3 国の機関の職員並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員の営利企業への就職の制限については、これらの者の営利企業への就職等に関する状況、これに関する世論の動向等を踏まえ、その強化等に必要な法制上の措置が講ぜられるとともに、それらとの均衡、整合性等を考慮して、この法

律の規定について、検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

(附則第三項関係)